



「指示などはしないと言えと指示をする」

(朝日川柳・平松典子)…国年保険料の違法免除を社会保険庁の組織ぐるみで行っていた事が、大きな問題になっていますが、納付率を上げるため

に、分数の分母を減らす方法は何も今に始まった事ではなく、社会保険では以前から公然の秘密で行われていました。つまり、滞納事業所に対し偽装倒産で社保脱退を求め、2年

「法人の役員給与が損金(経費)不算入に!会社契約の養老保険(生保)の活用」とは某大手生保のパンフレット「税制改正のポイント」の中の小標題です。会社法の施行で資本金1円でも会社が作れ、法人成りが容易になる為、節税目的のみ

での法人化を制限する意味で、一定の同族会社の社長の給与の一部(給与所得控除額相当額)を損金不算入とし、今年4月以降に開始する事業年度から適用…としました。対象となるのは、代表者

間は健保のみ任意継続にし、保険料の負担を1/3に減らす事を勧めてきました。厚生年金の空洞化です。しかし一方で分子を増やす調査も毎年厳しくなっています。社保庁の指示通り、源泉所得税の納付書で人数と賃金をチェックし未加入者を洗い出す

社保庁の不正行為の一方で厳しく調査!

調査を励行していた別府社保の調査官が、今春大分社保に異動し「大分でも別府と同様に厳しくやる…」と呟いていたのも一つの動きです。背景にある年金制度への不信感は…?

等と同族関係者が株式の90%以上を持ち、常勤

役員は約半数を占めている同族会社で、社長の給与と法人所得の合計額の3年平均が①年800万円以下と②年800万円~3000万円以下で給与が平均額の50%以下を除く会社、となっています。対象になると法人税率が約41%から約52%へUPし、実質増税に!「使える・使おう会社法」(法務省パンフ)。でも税金は「取れる・取ろう小企業から!」か?



社長給与の経費不算入、利益と関係なく増税!

下で給与が平均額の50%以下を除く会社、となっ

います。対象になると法人税率が約41%から約52%へUPし、実質増税に!「使える・使おう会社法」(法務省パンフ)。でも税金は「取れる・取ろう小企業から!」か?



この『豆ニュース』のバックナンバーを、当事務所のホームページでご覧になれます。